

改正

平成18年10月1日告示第199号  
平成19年6月29日告示第67号  
平成20年4月1日告示第35号  
平成22年10月1日告示第95号  
平成26年4月1日告示第33号  
令和元年12月25日告示第62号

南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するため、南島原市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(部会)

第6条 懇話会に、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 平成22年11月1日に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成18年10月1日告示第199号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日告示第67号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第35号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第95号）

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日告示第62号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。